

令和 6 年度スポーツ大会出場費助成金事業 Q & A

市民の皆様から「スポーツ大会出場費助成金事業」に対してよく寄せられるお問い合わせについて、交付要綱の項目別に整理した Q & A 集を作成しました。

この Q & A 集にない事例で判断に迷う場合等は、必ず申請前にお問合せください。

（目的）

Q 1：大会出場時は名古屋市内在住で、現在は市外に住んでいますが申請できますか。

A：申請できます。可否は、大会出場時の居住地で判断します。

Q 2：大会出場時は高校生で、現在は大学生ですが申請できますか。

A：申請できます。可否は、大会出場時の年齢で判断します。

（助成対象大会）

Q 1：県大会等の予選大会はないのですが、出場資格に「参加標準記録」や「全国ランキング上位者」がある場合は申請できますか。

A：申請できます。ただし、多数の参加を認めるような出場資格は申請できない場合があります。

Q 2：「公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会加盟中央競技団体及びこれに準ずる全国組織の競技団体」とありますが、準ずる全国組織の競技団体とはどういう団体を指しますか。

A：その競技を全国的に統括していることが客観的にわかる団体の事を指します。審査時に、公に公表されている団体概要や団体ホームページ等から、その競技を全国的に統括している団体か否か判断します。

（助成対象経費）

Q 1：大会参加費は経費として認められますか。

A：認められません。経費として認められるのは、交通費及び宿泊費のみです。

(経費の算出)

Q 1 : チームでマイクロバスをレンタルして、監督や保護者が運転手を務めた場合は、どこまでが経費として認められますか。

A : マイクロバスのレンタル料金及び高速道路の通行料金のみが経費として認められます。

Q 2 : レンタカー（乗用車クラス）は経費として認められますか。

A : 認められません。ただし、上記Q 1にあるように、チームでマイクロバスをレンタルした場合や観光バスのチャーター代は経費として認められます。

Q 3 : 駐車料金やガソリン代は経費として認められますか。

A : 認められません。経費として認められるのは、高速道路の通行料金のみです。

Q 4 : 「宿泊費は、大会参加のため必要と認める日数分の宿泊費実費とする」とありますが、具体的な事例を教えてください。

A : まず、前泊については、大会当日の移動では試合に間に合わない、参加が必須の開会式がある等、宿泊が必要な場合のみ経費として認められます。

次に、大会最終日については、大会終了後、公共交通機関で自宅まで戻る事が困難な場合のみ経費として認められます。

(助成金交付申請)

Q 1 : 「大会出場の日の翌日から起算して1年を経過した日以降の申請については助成の対象としない」について、具体的に教えてください。

A : 例えば、3月27日に大会が終了した場合、その翌日の3月28日から1年以内である翌年の3月27日までの申請は受理しますが、3月28日以降の申請は受理しません。

Q 2 : 精算証拠書類貼付票（様式1-2）に添付する証拠書類ですが、チームに現金で支払って領収書がないのですが、どうしたらよいですか。

A : 申請者が助成対象となる経費を支払った証拠が必要なため、チームに対して領収書やそれに代わる証拠書類（チーム全体の経費計算書等）の発行を依頼してください。

Q 3 : チームへ大会参加費用を支払った時に発行された領収書には「参加費用一式」とだけ記載されていますが、証拠書類として認められますか。

A : それだけでは認められません。助成対象となる交通費及び宿泊費の明細がわかる書類の添付が必要です。

(その他よくある質問)

Q 1 : 助成対象経費が 2 万円に満たない場合、もう 1 回申請できますか。

A : 申請できません。「スポーツ大会出場費助成金交付要綱」の第 6 条第 2 項にあるとおり、同一年度内における申請は、ジュニア選手 1 人につき 1 回のみです。

Q 2 : 以前申請が認められた大会は、これからも申請が認められますか。

A : 申請における審査は、その年度ごとに定められた「スポーツ大会出場費助成金交付要綱」にて行いますので、申請時は必ずその年度の交付要綱や Q & A を確認の上、申請の手続きをしてください。